

(3) 申請書類

- ① 建設工事に係る申請
 - ア 一般競争入札（指名競争）参加資格審査申請書（建設工事）
 - イ 建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第21条の4に規定する総合評定値通知書（申請をする日の直前に受けたものであって、かつ、審査基準日が平成30年10月29日より後のもの、上記2(2)の随時申請受付は、申請をする日の1年7月前の日より後のものに限る。）の写し
 - ウ 工事経歴書
 - エ 営業所一覧表
 - オ 申請者が経常建設共同企業体である場合においては、建設共同企業体協定書の写し

なお、継続的協業関係を確保する観点から、単体企業と当該企業を構成員とする経常建設共同企業体との同時登録は認めないこととする
 - カ 申請者が経常建設共同企業体又は官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律（昭和41年法律第97号）第2条第1項第4号に規定する組合である場合においては、共同企業体等調書
 - キ 納税証明書の写し（申請者が個人である場合においては、国税通則法施行規則（昭和37年大蔵省令第28号。以下「国税規則」という。）別紙第9号書式(その3)又は(その3の2)、法人である場合においては、国税規則別紙第9号書式(その3)又は(その3の3))

ただし、納付すべき租税が更生債権又は再生債権となり、更生計画又は再生計画が認可されていないため納付ができず、納税証明書の写しを提出できない場合又は納税額について係争中のため、当該係争部分に係る納税証明書の写しを提出できない場合（係争部分以外の租税については納税証明書の写しを提出していることが必要）は、それぞれ租税の納付ができないことを示す書類又は納税額について係争中であることを示す書類

- ク 企業集団及び企業集団についての数値等認定書の写し
- ケ 企業集団及び企業集団に属する建設業者についての数値等認定書の写し
- コ その他申請書提出要領に記載のある書類
- ② 測量・建設コンサルタント等業務に係る申請
 - ア 一般競争入札（指名競争）参加資格審査申請書（測量・建設コンサルタント等業務）
 - イ 測量等実績調書
 - ウ 技術者経歴書
 - エ 営業所一覧表
 - オ 納税証明書の写し（申請者が個人である場合においては、国税規則別紙第9号書式（その3）又は（その3の2）、法人である場合においては、国税規則別紙第9号書式（その3）又は（その3の3））

ただし、納付すべき租税が更生債権又は再生債権となり、更生計画又は再生計画が認可されていないため納付ができず、納税証明書の写しを提出できない場合又は納税額について係争中のため、当該係争部分に係る納税証明書の写しを提出できない場合（係争部分以外の租税については納税証明書の写しを提出していることが必要）は、それぞれ租税の納付ができないことを示す書類又は納税額について係争中であることを示す書類
 - カ 登録証明書等の写し
 - キ 申請者が法人である場合においては、登記事項証明書又はその写し
 - ク 申請者が法人である場合においては、5(1)に規定する審査基準日の直前1年の各事業（営業）年度の貸借対照表、損益計算書並びに株主資本等変動計算書及び個別注記表。個人である場合においては、5(1)に規定する審査基準日の直前1年の各事業（営業）年度の貸借対照表及び損益計算書
 - ケ その他申請書提出要領に記載のある書類

- (4) 申請書等の作成に用いる言語等
 - ① 申請書及び添付書類は、日本語で作成すること。なお、その他の書類で外国語で記載のものは、日本語の訳文を付記し、又は添付すること。
 - ② 申請書及び添付書類中の金額について、外国貨幣額にあつては、出納官事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条の外国貨幣換算率により換算した邦貨額を記載すること。
- 4 競争に参加することができない者【建設工事】
 - (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条に該当する者。
 - (2) 予決令第71条第1項各号のいずれかに該当し、期間を定めて一般競争に参加させないこととされた者のうち、当該期間を経過しない者。
 - (3) 経営状態が著しく不健全であると認められる者。
 - (4) 一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（建設工事）若しくは添付書類又は資格審査申請用データ中の重要な事項について虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載をしなかった者。
 - (5) 建設業法第3条の規定による許可を受けていない者。
 - (6) 経常建設共同企業体で、その構成員に(1)から(5)までに該当する者を含む者。【測量・建設コンサルタント等業務】
 - (1) 予決令第70条に該当する者。
 - (2) 予決令第71条第1項各号のいずれかに該当し、期間を定めて一般競争に参加させないこととされた者のうち、当該期間を経過しない者。
 - (3) 経営状態が著しく不健全であると認められる者。
 - (4) 一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（測量・建設コンサルタント等業務）若しくは添付書類又は資格審査申請用データ中の重要な事項について虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載をしなかった者。
 - (5) 営業に関し法律上必要な資格を有しない者。

- 5 競争参加者の資格及びその審査
 - (1) 審査基準日 申請しようとする日の直前の営業年度の終了日をいう。
 - (2) 競争参加資格を得ようとする者の資格審査は、業種区分ごとに総合審査数値の算定をもって行う。
- 6 資格審査結果の通知

「資格審査結果通知書」により通知（郵送）する。
- 7 競争参加資格の有効期間

資格決定の日から令和5年3月31日までとする。
- 8 その他
 - (1) 特定建設工事共同企業体としての競争参加者の資格 特定建設工事共同企業体としての競争参加者の資格を得ようとする者の申請方法等については、特定建設工事共同企業体により競争を行わせる工事ごとに別に公示する。
 - (2) 会社更生法に基づく更生手続開始の決定、又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けた者の取扱い 建設工事等の一般競争（指名競争）参加資格があるとの認定を受けている者であつて、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の決定を受けた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の決定を受けた者（以下「更生手続等開始決定者」という。）は、再度の一般競争（指名競争）参加資格の審査の申請を行うことができる。

なお、更生手続等開始決定者は、再度の一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていないときは、一般競争において競争参加資格があることの確認がなされない場合がある。
 - (3) 合併等により新たに設立された会社等の取扱い 合併等により新たに設立された会社等とは、次の①から⑤までに掲げる会社等をいい、再度の一般競争（指名競争）参加資格の審査の申請を行うことができる。ただし、建設工事の当該申請を行うことができる者は、合併等後の経営事項審査を受けている者に限る。
 - ① 合併により新たに会社が設立された場合における新設会社又は合併により、その一方が存続した場合における存続会社。